業務の運営に関する規程

事業者：繋株式会社

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-314330

事業所名：繋株式会社

第1　求人の申込み

1. 当事業所は、取扱職種の範囲内における求人の申込みを原則として受理します。ただし、申込み内容が法令に違反する場合、労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、その他職業安定法等に定める不受理事由に該当する場合には、法令に従って取り扱います。
2. 求人の申込みは、電子メールその他適切な方法により受け付けます。
3. 求人者には、業務内容、賃金、労働時間、就業場所、労働契約の期間、従事すべき業務および就業場所の変更範囲その他法令上必要な労働条件の明示を求めます。また、法令に従って求人不受理事由に関する確認を行います。
4. 求人申込みの有効期間は、受理日の属する年度の3月31日までとします。継続を希望される場合には、改めて申込みを受け付けます。
5. 求人申込みの受付に係る手数料は、届出済みの手数料表によります。

第2　求職の申込み

1. 当事業所は、取扱職種の範囲内における求職の申込みを原則として受理します。ただし、申込み内容が法令に違反する場合等は、法令に従って取り扱います。
2. 求職の申込みは、本人から電子メールその他適切な方法により受け付けます。
3. 求職申込みの有効期間は、受理日の属する年度の3月31日までとします。継続を希望される場合には、改めて申込みを受け付けます。
4. 求職申込みを受理したことは、特定の求人の紹介、採用又は就職の成立を保証するものではありません。
5. 求職者から手数料を徴収する場合は、法令で認められる範囲に限ります。

第3　職業紹介

1. 求職者の職業選択の自由を尊重し、その希望および能力に応じた職業の紹介に努めます。また、求人者の求人条件に適合する求職者の紹介に努めます。
2. 求職者への求人紹介に際しては、業務内容、賃金、労働時間その他法令上必要な労働条件を、法令の定める方法によりあらかじめ明示します。

3. 求職者の情報を求人者に提供する場合は、法令に従い本人の同意を取得する等、適切に取り扱います。
4. 労働争議に対して中立の立場を保持し、法令で紹介が制限される場合には紹介を行いません。
5. 職業紹介の手数料は、届出済みの手数料表に従い取り扱います。個々の取引における手数料率、計算方法、支払条件その他の事項は、法令上必要な明示を行った上で求人者との契約により定めます。
6. 返戻金制度を設けています。返戻金の適用条件および金額等は、求人者との個々の取引条件の中で定めます。

第4　個人情報等の取扱い

1. 求人者・求職者に関する個人情報は、個人情報保護に関する法令および当事業所の個人情報適正管理規程に基づき適切に取り扱います。
2. 職業紹介責任者の管理の下、個人情報に関する相談、訂正等の申出および苦情に適切に対応します。

第5　苦情の処理

1. 求人者・求職者等から職業紹介業務に関する苦情を受けた場合は、迅速かつ適切な処理に努めます。
2. 苦情処理の責任者は職業紹介責任者とし、窓口は info@tsunagu-executive.com とします。

第6　その他の業務運営

1. 職業紹介の結果について、求人者および求職者に必要な報告を求めます。無期雇用で就職した求職者の就職後6か月以内の離職状況についても、法令に従って確認します。
2. 求人等に関する情報を提供する場合は、虚偽又は誤解を生じさせる表示をせず、正確かつ最新の情報の提供に努めます。
3. 求人者・求職者に対し、申込みの受理、面接、指導、紹介等において、法令で禁止される差別的な取扱いを行いません。
4. 取扱職種は、港湾運送業務および建設業務その他法令により有料職業紹介事業で取り扱うことのできない職業を除く全職種とし、取扱地域は日本国内全域とします。
5. 取扱職種の範囲、手数料、返戻金制度、苦情処理、求人者・求職者情報の取扱いその他の法定明示事項については、法令の定める方法で明示します。
6. 本規程に定めのない事項も含め、職業安定法その他の関係法令に従い業務を運営します。